

## 品川区の特別支援教育

品川区教育委員会事務局  
教育総合支援センター 特別支援教育担当

1

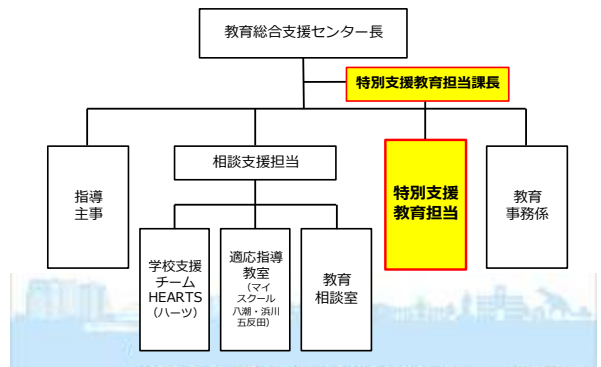
## 本日の内容

1. 特別支援教育担当について
2. 学習支援員・介助員について
3. 特別支援教育に関わる多様な学びの場について
4. 体罰の防止と求められる人権感覚について
5. 学校での相談先について

2

## 1. 特別支援教育担当について

## 教育総合支援センターの組織



4

3

## 特別支援教育担当の事業

- ▶ 就学相談
- ▶ 転学相談
- ▶ 特別支援学級（固定級）の設置
- ▶ 難聴・言語障害通級指導学級の設置・利用相談
- ▶ 特別支援教室の設置・利用相談
- ▶ **介助員・学習支援員の配置**
- ▶ 専門家による訪問相談の実施
- ▶ 知能検査（WISC-IV）の実施
- ▶ 巡回相談員の配置
- ▶ 各事業に関する連絡会や研修会の運営

など

5

## 2. 学習支援員・介助員について

6

## 学習支援員

- ・通常の学級に在籍する児童生徒の支援を行う。
- ・読む・書く・聞く・話す・計算する・推論することの一部に困難がある児童・生徒、コミュニケーションや感情のコントロールが苦手な児童生徒に対して配置。学習や集団活動に参加できるように支援する。
- ・配置時間数は児童生徒の実態に応じ異なる。

7

## 学習支援員の支援例



・読むことが苦手な児童・生徒に黒板に書かれた内容を伝える。



・道具の使い方がぎこちない児童・生徒に対して手本を見せたり、手をとって教えたりする。

・授業中に注意が逸れてしまう児童・生徒に対して、活動に参加できるように声掛けを行う。

8

## 介助員

- ・通常の学級に在籍する児童・生徒の支援を行う。
- ・日常生活動作に困難がある児童・生徒、移動や集団で安全確保が必要な児童・生徒に対して配置。
- ・配置日数は児童・生徒の実態に応じ異なる。

9

## 介助員の支援例



・自力での階段の上り下りが難しい児童・生徒に対して必要な介助を行う。

・一人でスムーズに更衣することが難しい児童・生徒に対して必要な介助を行う。



・授業中立ち歩いたり、教室を飛び出したり、危険を伴うことが予想される児童・生徒に対して安全の確保を図る。

10

## 学習支援員・介助員の留意事項

- ・学習支援員・介助員は、教員免許状を持っていても、別教室などで個別指導を行うことはできない。
- ・児童・生徒への支援については、学校が作成する個別指導計画に基づいて行う。

11

## 個別指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画

子どもの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画

⇒子どもの実態を知る時に役立つ資料

12

### 個別指導計画の例

品川区立 [ ] 年 組 番 [ ]

【第1表】個別指導計画 (令和 [ ] 年度)

【第1表】本人の自己記入欄

|         |         |
|---------|---------|
| 姓 名     | 姓 名     |
| 生 年 月 日 | 生 年 月 日 |
| 姓 名     | 姓 名     |
| 姓 名     | 姓 名     |

I 指導者の希望、本人の願い

II 学期ごとの目標・手立てとその評価 (第1表 II 習得させたいこと・改善させたいことに対応させて)

1学期

| 目標<br>(何を・どの程度) | 手立て<br>(だが、何を使って・どのように) | 達成度 | 目標の妥当性・手立ての効果・次学期への引き継ぎ事項 |
|-----------------|-------------------------|-----|---------------------------|
|                 |                         |     |                           |

これまでの学校生活の中で支援を行う上で課題になったエピソードが書かれている

13

品川区立 [ ] 年 組 番 [ ]

【第2表】個別指導計画 I (関係者共通理解用)

I 長期 (今年度の) 目標

II 学期ごとの目標・手立てとその評価 (第1表 II 習得させたいこと・改善させたいことに対応させて)

1学期

| 目標<br>(何を・どの程度) | 手立て<br>(だが、何を使って・どのように) | 達成度 | 目標の妥当性・手立ての効果・次学期への引き継ぎ事項 |
|-----------------|-------------------------|-----|---------------------------|
|                 |                         |     |                           |

1年間の目標が書かれている

各学期ごとの目標が書かれている。

目標を達成するための手立て。支援方法が書かれている。

14

品川区立 [ ] 年 組 番 [ ]

【第3表】個別指導計画 II (教科担任・専科による指導の目標・手立てと評価)

(第1表 II 習得させたいこと・改善させたいこと、第2表 II に対応させて)

| 教科      | つまずきが予想される学習内容           | つまずきが予想される際の配慮や手立て | 担当 | 設定した目標の到達度と次学期への引き継ぎ事項 |
|---------|--------------------------|--------------------|----|------------------------|
| 国語科     |                          |                    |    |                        |
| 社会科     | 各教科で、どの部分につまずきそうか書かれている。 | 配慮や支援の方法が書かれている。   |    |                        |
| 数理学科・理科 |                          |                    |    |                        |
| 生活科     |                          |                    |    |                        |

15

### 支援に入る前に

どのような配慮や支援があると授業に参加できる児童・生徒なのか確認をお願いします。

例えば・・・

- ・ 個別指導計画を事前に確認する
  - ・ 学校の先生から児童・生徒の様子を聞く
- 支援のポイントをしぼることができます

16

### 3. 特別支援教育に関わる多様な学びの場について

### 特別支援教育に関する多様な学びの場



17

18

## 特別支援学級

- 1 学級 8 名の少人数指導の中で、個々の障害や特性に配慮した指導を行う学級。
- 特別支援学級（知的障害）**：1～9 年
- 特別支援学級（自閉症・情緒障害）**：  
1～9 年（※ R 6 宮前小に新設）
- 特別支援学級（病弱）**：1～6 年

19

## 特別支援学級

| 知的障害<br>(1～6年) | 知的障害<br>(7～9年) | 自閉症・情緒障害<br>(1～9年) |
|----------------|----------------|--------------------|
| 浅間台小学校         | 日野学園           | 浜川中学校              |
| 第一日野小学校        | 伊藤学園           | 大崎中学校              |
| 浜川小学校          | 八潮学園           | 宮前小学校              |
| 中延小学校          | 荏原平塚学園         |                    |
| 上神明小学校         | 品川学園           |                    |
| 日野学園           | 豊葉の杜学園         |                    |
| 伊藤学園           | 荏原第五中学校        |                    |
| 八潮学園           |                |                    |
| 荏原平塚学園         |                |                    |
| 品川学園           |                |                    |
| 豊葉の杜学園         |                |                    |

※来年度、宮前小学校に特別支援学級（自閉症・情緒障害）を新設

20

## 特別支援学級（知的障害）

- 記憶・推理・判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活への適応が難しい児童・生徒が対象の学級。
- 小集団で、個に応じた生活に役立つ内容を指導。

1～4年生：体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常に必要な言語や数量などの指導。

5～9年生：社会生活や職業生活に必要な知識や技能などの指導。

21

## 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

- 1 学級 8 名の少人数指導の中で、個々の障害や特性に配慮した指導を行う学級

- 全般的な知的発達の遅れはなく、下記の状態に当てはまる者
- 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通および対人関係の形成が困難
- 主として心理的な要因による選択制かん黙等があり、社会生活への適応が困難

22

## 通級指導学級

話し方や聞き取りに不安があるお子さんなどを対象に、障害に応じた課題を改善・克服するための指導を週に1回程度、下記の学校に通級して指導を受ける学級

### 難聴通級指導学級

台場小学校 1～6年

豊葉の杜学園 1～9年

（R 6 豊葉の杜学園開級、R 7 末台場小閉級）



### 言語障害通級指導学級

台場小学校 1～6年

戸越小学校 1～6年



23

## 特別支援教室

- すべての区立学校にある教室。
- 通常の学級に在籍している、**通常の学級の学習に概ね参加できる児童・生徒が対象。**
- 知的発達に遅れを伴わない、発達障害等（自閉症、注意欠如・多動性障害、学習障害、情緒障害）の特性があり、学習や生活上の困難が生じている児童・生徒が対象。
- 指導は拠点校から訪問指導教員が行う。

24



## 5. 学校での相談先について

## 学校での相談先

